

## 提 案 の 概 要

施設名：名古屋市 笹島寮

団体名：社会福祉法人 芳龍福祉会

※複数の団体により構成されるグループは  
各構成団体の名称もあわせて記入する。

### (1) 管理運営全般について

#### ①施設の管理運営に対する理念、基本方針等

生活保護法、生活困窮者自立支援法を始めとする関係諸法令、名古屋市の保護施設条例・同管理規程や各種仕様書・要綱・要領等に基づき、施設・事業を適正かつ誠実に管理運営します。また、当法人の「基本的な考え方」として掲げる次の理念に則り、利用者支援にあたります。

- (1) 利用者との信頼関係を密にし、ニーズを的確に把握し、適切な指導、援助に努めます。
- (2) 利用者の意思に基づく自立計画を策定し、早期就労を促進し、自立への支援に努めます。
- (3) 関係行政機関や他の施設・団体との連携・協力を図り、総合的な相談、指導に努めます。

#### ②管理運営体制

##### <笹島寮>

- ① 利用者の迅速かつ柔軟な入所受入れ②地域の社会資源とネットワークを構築③福祉事務所、保健センター等関係諸機関との緊密な連携及び社会資源の活用④利用者のニーズと抱える諸問題、課題に対する支援の実施⑤迅速かつ的確な利用者支援の結果、将来的な利用者数の向上に繋げる⑥事務・設備維持業務の着実な履行とその効率化の推進⑦個人情報をはじめとする機密情報の厳正な取扱⑧職員の過不足なき適正な配置、計画的で着実な職員育成及び各種福利厚生の実施⑨様々な地域活動による地域社会への参加・貢献・交流及び実習生の受入⑩安全管理にかかる計画の作成とその着実な遂行、職員の知識・意識向上

##### <付帯事業>

基本的な考え方は笹島寮に同じです。自立支援住宅につきましては、利用の可否を審査し、これまで単身生活の経験が乏しい利用者を優先して入居させ生活検証します。また職員による定期的な訪問等により、地域社会への移行を支援します。

## (2) 実施業務の計画について

### ①指定管理業務

※通所事業等についても記載してください。

笹島寮は、生活保護法第38条に基づき身体上または精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者を受入れて生活扶助を行う更生施設です。原則65歳未満の単身男性に対して療養及び生活指導を行い就労目的としています。ホームレス、刑余者、精神知的障害なども積極的に受入れ各々の特性に応じた生活指導、就労支援を行ってまいります。さらに退寮後、アパート生活を開始した者については、通所訪問事業の利用を促し、再落層に陥らないよう見守りと支援を実施します。

通所事業の業務として、金銭管理、再就職支援、療養・債務支援、居宅生活の継続及び地域生活の円滑化を図るため、居宅訪問を実施し生活検証していきます。

### ②付帯事業

自立支援事業なかむらにおいては、利用者の就労自立に向けて個別かつ段階的にあらゆる就労支援を尽くすとともに、その阻害要因ともなり得る生活面の諸課題解決の支援も行います。

また、就労による自立が困難な層に対しても、年金や障害者福祉サービス等社会資源の活用を図り、多種多様な自立支援を実施します。さらに施設退所後、地域生活へスムーズに移行できるよう希望者にはアフターフォローを実施します。

## (3) 収支計画について

### ①管理運営にかかる費用等

生活保護施設として管理運営を任されており、経費節減に努めつつ、より効率的な経費支出を図ることで、充実した利用者支援を継続することとし、前記(1)及び(2)を実行するために、必要十分な収支計画を策定します。笹島寮についても、上記の考え方にに基づき、指定管理費用の範囲内で収支計画を立て、適正かつ誠実な施設運営と充実した利用者支援を行います。施設の修繕費においても、緊急の修繕以外は予算の範囲内で計画的に修繕・交換等すすめていきます。

### ②付帯事業にかかる費用等

基本的な考え方は更生施設笹島寮に同じです。より少ない経費でより充実した利用者支援を行うよう努力するものとし、前記(1)及び(2)を実行するために必要な収支計画を立て、適正かつ誠実な施設運営と充実した利用者支援を行います。